

まもる、つなぐ、ふるさとの環境

水質保全に関する 法制度のあらまし

令和5年4月

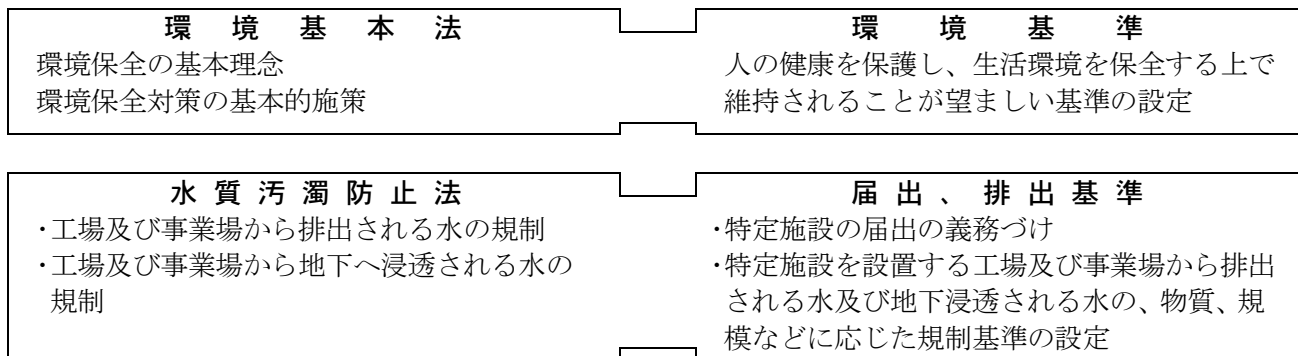
青森県環境生活部
環境保全課

目 次

1	水質汚濁に係る環境基準	1
(1)	人の健康の保護に関する環境基準(健康項目の環境基準)	1
(2)	生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目の環境基準)	2
(3)	環境基準の水域類型指定状況	8
2	環境に関するその他の基準等	14
(1)	地下水の水質汚濁に係る環境基準	14
(2)	要監視項目の指針値	15
(3)	ダイオキシン類に係る水質環境基準	16
(4)	農薬の水質評価指針値	17
(5)	水浴場水質判定基準	17
3	水質汚濁防止法による排水規制等	18
(1)	水質汚濁防止法の趣旨	18
(2)	水質汚濁防止法の体系	18
(3)	届出義務等	20
(4)	特定施設	21
(5)	一律基準	26
(6)	暫定基準	28
(7)	上乘せ基準	30
(8)	窒素・磷規制対象湖沼	32
(9)	窒素・磷規制対象海域	32
(10)	有害物質を含む水の地下浸透の制限	33
(11)	有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造基準等	34
(12)	排出水等自主測定実施要領	39
4	青森県公害防止条例による排水規制	43
5	届出書の提出先等	43
6	ゴルフ場排水対策	44
7	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設(うち、水質基準対象施設)の届出、 自主測定及び水質排出基準	45
8	参考資料	46
(1)	水道により供給される水の基準	46
(2)	公共下水道からの放流水の水質に関する技術上の基準	47
(3)	浄化槽からの放流水の水質に関する技術上の基準	47
(4)	尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の性能に関する技術的基準	47
(5)	公共用水域の環境基準及び排水基準の変遷	48

1 水質汚濁に係る環境基準

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条の規定に基づいて、公共用水域(河川、湖沼、海域など)が維持することが望ましい基準として、水質汚濁に係る環境基準が定められており、これを目標として水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)を中心に水質保全対策が進められています。



水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」の2つから成り立っています。

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目の環境基準）

健康項目の環境基準は、カドミウム、全シアンなど27項目について、すべての公共用水域を対象として一律に定められています。

水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）（最終改正：令和3年10月7日環境省告示第62号）別表1抜粋

項 目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1. 基準値は年間平均値とする。 ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102（以下「規格」という。）43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01 mg/L 以下	
六価クロム	0.02 mg/L 以下	
砒素	0.01 mg/L 以下	
総水銀	0.0005 mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
P C B	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	
チウラム	0.006 mg/L 以下	
シマジン	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
セレン	0.01 mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	
ふっ素	0.8 mg/L 以下	
ほう素	1 mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	

(2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目の環境基準）

生活環境項目の環境基準は、BOD、CODなど13項目について、河川、湖沼、海域ごとにその利用目的などに応じた基準値による水域類型を設けており、個別の水域ごとにその水域類型を指定して水質環境基準を具体的に示すことになっています。

水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）（最終改正：令和3年10月7日環境省告示第62号）別表2抜粋

1 河川

(1)河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L 以上	—

(備考)

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
- 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	L A S
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
(備 考)				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 L A S : 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩				

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利 用 目 的 的 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道 2 , 3 級 水産 2 級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—
(備 考)						
1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						
2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。						
3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100mL以下とする。						
4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L以下	0.005 mg/L以下
Ⅱ	水道1, 2, 3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
(備考) 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。			

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 3 水産1級：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2級：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下
(備考) 1 基準値は、年間平均値とする。 2 LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩				

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0 mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0 mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
(備考) 1 基準値は日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級浴用及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下	検出されないこと。
B	水産2級工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
(備考) 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100mL以下とする。 2 アルカリ性法とは次のものをいう。 試料 50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 $COD(O_2mg/L) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times fNa_2S_2O_3 \times 1000 / 50$ (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL) (b) : 蒸留水について行なった空試験値(mL) $fNa_2S_2O_3$: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価 3 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下
(備考) 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.01 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L以下	0.0007 mg/L以下	0.006 mg/L以下
(備考) 1 基準値は、年間平均値とする。 2 LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩				

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
(備考) 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

【備考】（環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準（平成13年5月31日環境省水・大気環境局長通知第92号）参考）

1 BOD、CODの環境基準及び水生生物保全環境基準の達成状況の評価

- ① 類型指定された水域におけるBOD及びCODの環境基準の達成状況の年間評価については、環境基準点において、75%値*が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

※75%値…年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%値とする。（0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）

- ② 水生生物保全環境基準の達成状況の評価は、当該水域の環境基準点において、年間平均値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

- ③ 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

2 湖沼における全窒素及び全リンの環境基準の達成状況の評価

- ① 湖沼における全窒素及び全リンの環境基準の達成状況の評価は、当該水域の環境基準点において、表層の年間平均値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

- ② 複数の環境基準点を持つ水域については、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

3 海域における全窒素及び全リンの環境基準の達成状況の評価

- ① 海域における全窒素及び全リンの環境基準の達成状況の評価は、当該水域の環境基準点において、表層の年間平均値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

- ② 複数の環境基準点を持つ水域については、当該水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(3) 環境基準の水域類型指定状況

①pH, BOD(COD)等

水 域	該当類型	達成期間	備 考
新井田川上流 (長館橋より上流であって世増ダム貯水池に係る部分を除いたもの)	A	イ	(令和2年3月27日 青森県告示第253号)
新井田川下流 (長館橋より下流)	B	ハ	
馬淵川上流 (楡引橋より上流であって青森県・岩手県境より下流)	A	イ	
馬淵川下流 (楡引橋より下流)	B	ロ	
五戸川上流 (戌橋より上流)	A	イ	
五戸川下流 (戌橋より下流)	B	イ	
奥入瀬川上流 (鳶川合流点より上流)	AA	イ	
奥入瀬川中流 (鳶川合流点から幸運橋まで)	A	イ	
奥入瀬川下流 (幸運橋より下流)	B	イ	
十和田湖 (全域)	湖沼AA	イ	
世増ダム貯水池 (県の区域に属する部分)	湖沼A	イ	
工業港(1)	海域C	ロ	
工業港(2)	海域C	ロ	
工業港(3)	海域C	ロ	
河口海域(甲)	海域B	ロ	
河口海域(乙)	海域B	ロ	
河口海域(丙)	海域A	イ	
岩木川上流 (神田橋から上流であって、津軽ダム貯水池に係る部分を除いたもの)	A	ロ	(昭和47年6月13日 青森県告示第451号)
岩木川下流 (神田橋から下流)	B	ロ	
平 川 (全 域)	A	ロ	
浅瀬石川上流 (滝ノ股川合流点から上流)	AA	イ	
浅瀬石川下流 (滝ノ股川合流点から下流であって浅瀬石川ダム貯水池に係る部分を除いたもの)	A	ロ	
山 田 川 (全 域)	A	イ	
大 秋 川 (全 域)	A	イ	
大 落 前 川 (全 域)	A	イ	
虹 貝 川 (全 域)	A	イ	
飯 詰 川 (全 域)	A	イ	
浅瀬石川ダム貯水池 (全 域)	湖沼A	イ	
津軽ダム貯水池 (全 域)	湖沼A	イ	(令和4年3月30日 青森県告示第201号)
中 村 川 (全 域)	A	イ	日本海岸水域 (昭和48年5月15日 青森県告示第361号)
赤 石 川 (全 域)	A	イ	
追 良 瀬 川 (全 域)	A	イ	
吾 妻 川 (全 域)	A	イ	
笹 内 川 (全 域)	A	イ	
深 浦 港 日本海岸地先海域	海域B 海域A	イ イ	
今 別 川 (全 域)	A	イ	津軽半島北側水域 (昭和48年5月15日 青森県告示第361号)
長 川 (全 域)	A	イ	
津軽半島北側海域	海域A	イ	
蟹 田 川 (全 域)	A	イ	陸奥湾西側水域 (昭和48年5月15日 青森県告示第361号)
高 石 川 (全 域)	A	イ	
新 城 川 (全 域)	B	ロ	
沖 館 川 (全域及び支川)	C	ロ	
堤 川 上 流 (横内川合流点から上流)	A	イ	
堤 川 下 流 (横内川合流点から下流)	B	ロ	
横 内 川 上 流 (水源池取水口から上流)	AA	イ	
横 内 川 下 流 (水源池取水口から下流)	A	イ	
駒 込 川 上 流 (駒込川頭首工から上流)	A	イ	
駒 込 川 下 流 (駒込川頭首工から下流)	B	ロ	
野 内 川 (全 域)	A	イ	

水 域	該当類型	達成期間	備 考
陸奥湾（１）	海域C	イ	陸奥湾西側水域 (昭和48年5月15日 青森県告示第361号)
陸奥湾（２）	海域C	イ	
陸奥湾（３）	海域B	イ	
陸奥湾（４）	海域A	イ	
小湊川（全域）	A	イ	陸奥湾東側水域 (昭和49年4月27日 青森県告示第291号)
野辺地川上流（清水目橋より上流）	A	イ	
野辺地川下流（清水目橋より下流）	B	ロ	
田名部川上流（荷橋より上流）	A	イ	
田名部川下流（荷橋より下流）	B	ロ	
川内川上流（湯ノ川合流点より上流）	A	イ	
川内川下流（湯ノ川合流点より下流）	A	ロ	
宇曾利川（全域）	A	イ	
永下川（全域）	A	イ	
小荒川上流（中荒川1号橋より上流）	A	イ	
小荒川下流（中荒川1号橋より下流）	B	イ	
小湊港	海域B	イ	
野辺地港	海域B	イ	
大湊港（１）	海域C	イ	
大湊港（２）	海域B	イ	
川内港	海域B	イ	
陸奥湾東側海域	海域A	イ	
八戸市、階上村地先水域 〔 蕪島北端（八戸市大字鮫町字鮫57番地）から方位角0度に引いた線及び青森県と岩手県の境界である陸岸の地点（三戸郡階上村大字道仏字廿一2番1号）から方位角70度50分に引いた線内の領海 〕	海域A	イ	南浜水域 (昭和51年2月3日 青森県告示第83号)
土場川（全域）	A	イ	東通り水域 (昭和55年3月25日 青森県告示第276号)
七戸川（七戸川全域及び支派川）	A	イ	
砂土路川（全域）	A	イ	
姉沼川（全域）	B	イ	
古間木川（全域）	B	ロ	
小川原湖（小川原湖全域及び高瀬川）	湖沼A	ロ	
東通り海域	海域A	イ	
むつ小川原港（１）	海域C	イ	
むつ小川原港（２）	海域C	イ	
むつ小川原港（３）	海域B	イ	
大畑川（全域）	A	イ	下北半島北側水域 (昭和55年3月25日 青森県告示第276号)
下北半島北側海域	海域A	イ	
尻屋岬港	海域B	イ	
奥戸川（全域）	A	イ	下北半島西側水域 (昭和55年3月25日 青森県告示第276号)
古佐井川（全域）	A	イ	
下北半島西側海域	海域A	イ	
大間港	海域B	イ	

②全窒素、全燐

水 域	該当類型	達成期間	備 考
世増ダム貯水池（県の区域に属する部分）	湖沼Ⅲ	イ	新井田川河口水域 (令和2年3月27日 青森県告示第254号)
陸奥湾〔 焼山崎と平館灯台を結ぶ線及び 陸岸により囲まれた海域 〕	海域Ⅰ	イ	陸奥湾水域 (平成9年4月21日 青森県告示第294号)

③全亜鉛、ノニルフェノール、LAS

水 域	該当類型	達成期間	備 考
新井田川（世増ダム貯水池に係る部分を除いたもの）	生物A	イ	新井田川河口水域 (平成27年11月13日 青森県告示第791号) (平成30年2月9日 青森県告示第84号) (令和2年3月27日 青森県告示第255号)
馬淵川（青森・岩手県境より下流）	生物A	イ	
五戸川（全域）	生物A	イ	
奥入瀬川（全域）	生物A	イ	
十和田湖（全域）	湖沼生物A	イ	
世増ダム貯水池（青森県の区域に属する部分）	湖沼生物A	イ	
岩木川（津軽ダム貯水池に係る部分を除いたもの）	生物A	イ	岩木川水域 (平成27年11月13日 青森県告示第791号) (平成29年1月25日 青森県告示第41号) (令和4年3月30日 青森県告示第202号)
平川（全域）	生物A	イ	
浅瀬石川（浅瀬石川ダム貯水池に係る部分を除いたもの）	生物A	イ	
山田川（全域）	生物A	イ	
大秋川（全域）	生物A	イ	
大落前川（全域）	生物A	イ	
虹貝川（全域）	生物A	イ	
飯詰川（全域）	生物A	イ	
浅瀬石川ダム貯水池（全域）	湖沼生物A	イ	
津軽ダム貯水池（全域）	湖沼生物A	イ	
中村川（全域）	生物A	イ	日本海岸水域 (平成27年11月13日 青森県告示第791号)
赤石川（全域）	生物A	イ	
追良瀬川（全域）	生物A	イ	
吾妻川（全域）	生物特A	イ	
笹内川（全域）	生物A	イ	
今別川（全域）	生物A	イ	津軽半島北側水域 (平成27年11月13日 青森県告示第791号)
長川（全域）	生物A	イ	
蟹田川（全域）	生物A	イ	陸奥湾西側水域 (平成27年11月13日 青森県告示第791号) (平成29年1月25日 青森県告示第40号)
高石川（全域）	生物A	イ	
新城川（全域）	生物A	イ	
沖館川（全域及び支川）	生物A	イ	
堤川下流（横内川合流点から下流）	生物B	イ	
横内川（全域）	生物A	イ	
野内川（全域）	生物A	イ	
小湊川（全域）	生物A	イ	陸奥湾東側水域 (平成29年1月25日 青森県告示第40号)
野辺地川（全域）	生物A	イ	
田名部川（全域）	生物A	イ	
川内川（全域）	生物特A	イ	
宇曾利川（全域）	生物A	イ	
永下川（全域）	生物A	イ	
小荒川（全域）	生物A	イ	

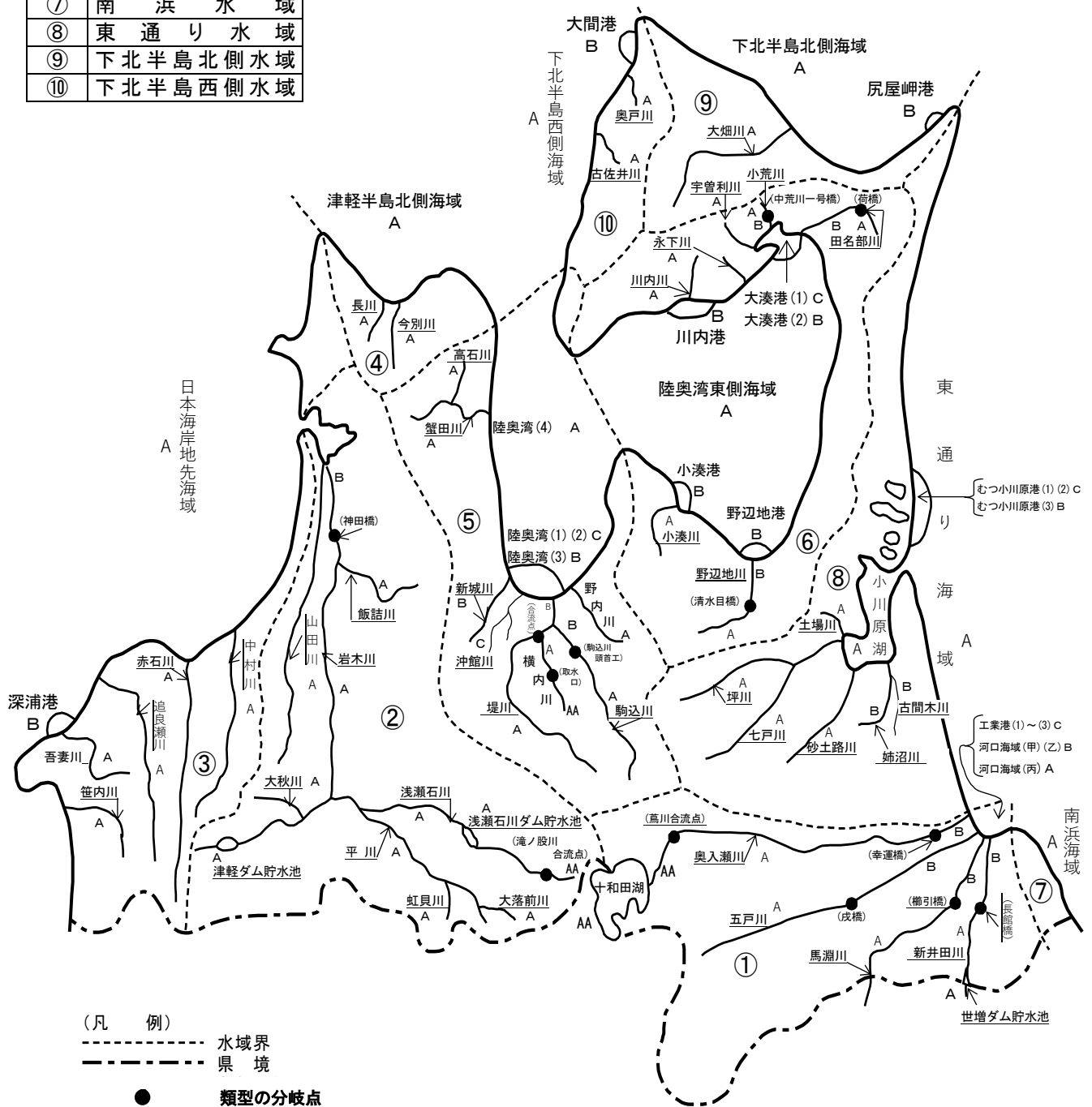
水 域	該当類型	達成期間	備 考
土 場 川 (全 域)	生物B	イ	東通り水域 (平成 29 年 1 月 25 日 青森県告示第 40 号) (平成 29 年 1 月 25 日 青森県告示第 41 号)
七 戸 川 (七戸川全域及び支派川)	生物A	イ	
砂土路川 (全 域)	生物A	イ	
姉 沼 川 (全 域)	生物A	イ	
古 間 木 川 (全 域)	生物B	イ	
小 川 原 湖 (小川原湖全域及び高瀬川)	湖沼生物A	イ	
大 畑 川 (全 域)	生物特A	イ	下北半島北側水域 (平成 29 年 1 月 25 日 青森県告示第 40 号)
奥 戸 川 (全 域)	生物A	イ	下北半島西側水域 (平成 29 年 1 月 25 日 青森県告示第 40 号)
古 佐 井 川 (全 域)	生物A	イ	

- (注) 1 該当類型の欄中、「湖沼」の表示のあるものは、水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)の表の湖沼の表の類型を、「海域」の表示のあるものは、同表の海域の表の類型を、「湖沼」又は「海域」の表示のないものは、同表の河川の表の類型を示す。
- 2 達成期間の分類は、次のとおりとする。
- (1)「イ」は、直ちに達成
 - (2)「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
 - (3)「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成
- 3 備考欄は、当該水域に係る指定水域の名称及び指定年月日等である。
- 4 堤川及び駒込川の「pH」に係る項目については、基準値を適用しない。
- 5 村名は、告示に記載の村名で表記。
- 6 七戸川(七戸川全域及び支派川)のうち天間大橋から上流の「全亜鉛」に係る項目については、基準値を適用しない。
- 7 世増ダム貯水池(青森県の区域に属する部分)の「全窒素」に係る項目については、当分の間、基準値を適用しない。

類型指定水域図 (pH、BOD(COD)等)

(水域区分)

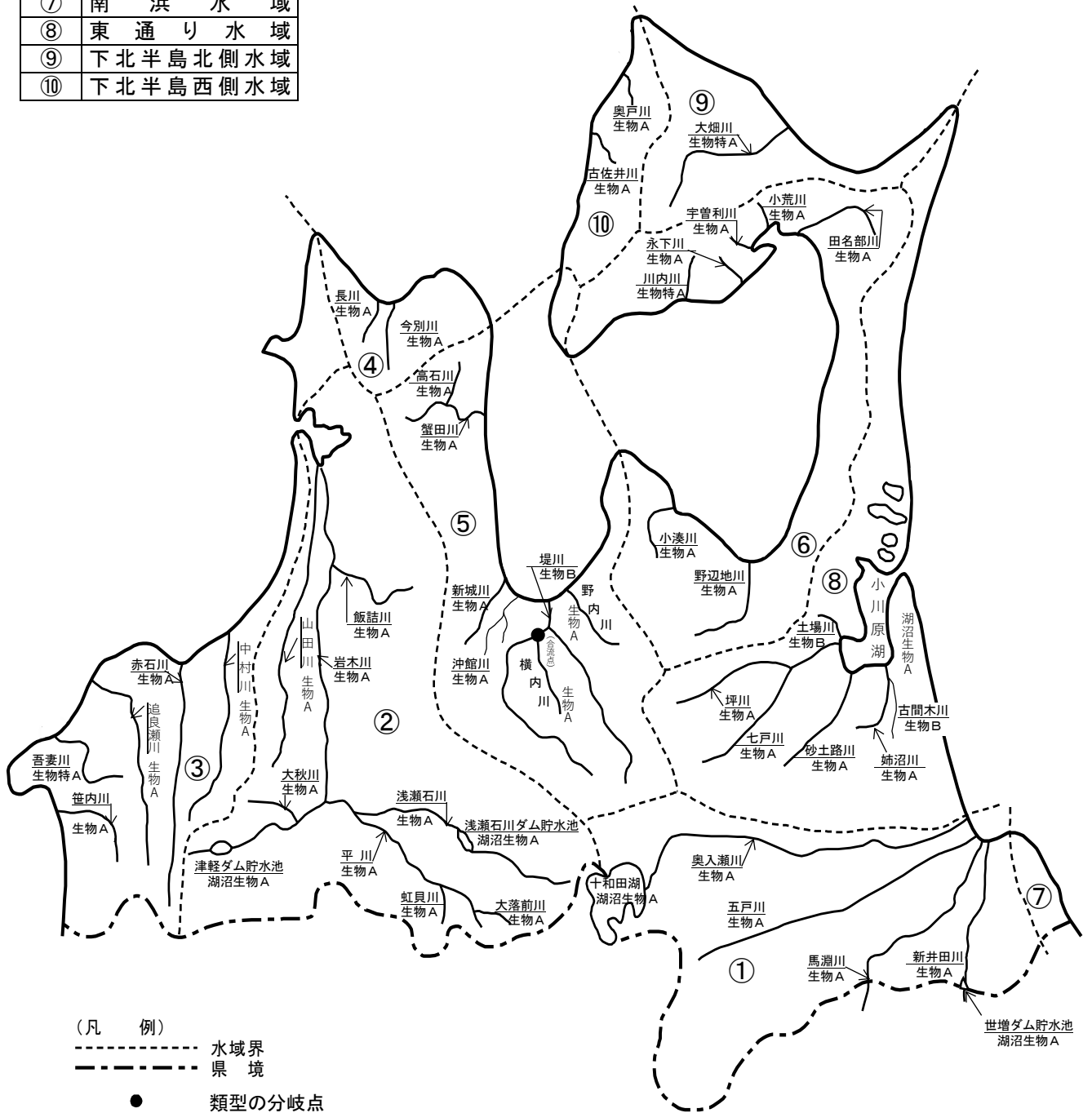
番号	水 域 名
①	新井田川河口水域
②	岩木川水域
③	日本海岸水域
④	津軽半島北側水域
⑤	陸奥湾西側水域
⑥	陸奥湾東側水域
⑦	南浜水域
⑧	東通り水域
⑨	下北半島北側水域
⑩	下北半島西側水域



類型指定水域図（全亜鉛、ノニルフェノール、LAS）

（水域区分）

番号	水 域 名
①	新井田川河口水域
②	岩木川水域
③	日本海岸水域
④	津軽半島北側水域
⑤	陸奥湾西側水域
⑥	陸奥湾東側水域
⑦	南 浜 水 域
⑧	東 通 り 水 域
⑨	下北半島北側水域
⑩	下北半島西側水域



2 環境に関するその他の基準等

(1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、カドミウム、全シアンなど28項目について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、すべての地下水を対象として一律に定められています。

地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）（最終改正：令和3年10月7日環境省告示第63号）別表抜粋

項 目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1. 基準値は年間平均値とする。 ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102（以下「規格」という。）の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01 mg/L 以下	
六価クロム	0.02 mg/L 以下	
砒素	0.01 mg/L 以下	
総水銀	0.0005 mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
P C B	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	
チウラム	0.006 mg/L 以下	
シマジン	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
セレン	0.01 mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	
ふっ素	0.8 mg/L 以下	
ほう素	1 mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	

(2) 要監視項目の指針値

環境基準健康項目のほかに、人の健康の保護に関する物質、あるいは有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等から見て、現時点では直ちに環境基準健康項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものが「要監視項目」として定められており、その指針値は、次のとおりです。

① 要監視項目及び指針値（人と健康の保護に係る項目）

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（平成16年3月31日環境省環境管理局水環境部長通知）（最終改正：令和2年5月28日環境省水・大気環境局長通知）抜粋

ア 公共用水域

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	イプロベンホス（IBP）	0.008 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	クロロニトロフェン（CNP）	—
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	トルエン	0.6 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	キシレン	0.4 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	ニッケル	—
フェニトロチオン（MEP）	0.003 mg/L 以下	モリブデン	0.07 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	アンチモン	0.02 mg/L 以下
オキシ銅（有機銅）	0.04 mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
クロロタロニル（TPN）	0.05 mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	全マンガン	0.2 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下	ウラン	0.002 mg/L 以下
ジクロロボス（DDVP）	0.008 mg/L 以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005 mg/L 以下（暫定）※
フェノブカルブ（BPMC）	0.03 mg/L 以下		

※ PFOS及びPFOAの指針値（暫定）については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

イ 地下水

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	イプロベンホス（IBP）	0.008 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	クロロニトロフェン（CNP）	—
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	トルエン	0.6 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	キシレン	0.4 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
フェニトロチオン（MEP）	0.003 mg/L 以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	モリブデン	0.07 mg/L 以下
オキシ銅（有機銅）	0.04 mg/L 以下	アンチモン	0.02 mg/L 以下
クロロタロニル（TPN）	0.05 mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	全マンガン	0.2 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下	ウラン	0.002 mg/L 以下
ジクロロボス（DDVP）	0.008 mg/L 以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005 mg/L 以下（暫定）※
フェノブカルブ（BPMC）	0.03 mg/L 以下		

※ PFOS及びPFOAの指針値（暫定）については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

② 要監視項目及び指針値（水生生物の保全に係る項目）

水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について

（平成 15 年 11 月 5 日環境省水環境部長通知）（最終改正：平成 25 年 3 月 27 日環境省水・大気環境局長通知）抜粋

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	淡水域 (河川及び湖沼)	生物A	0.7 mg/L 以下
		生物特A	0.006 mg/L 以下
		生物B	3 mg/L 以下
		生物特B	3 mg/L 以下
	海域	生物A	0.8 mg/L 以下
		生物特A	0.8 mg/L 以下
フェノール	淡水域 (河川及び湖沼)	生物A	0.05 mg/L 以下
		生物特A	0.01 mg/L 以下
		生物B	0.08 mg/L 以下
		生物特B	0.01 mg/L 以下
	海域	生物A	2 mg/L 以下
		生物特A	0.2 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	淡水域 (河川及び湖沼)	生物A	1 mg/L 以下
		生物特A	1 mg/L 以下
		生物B	1 mg/L 以下
		生物特B	1 mg/L 以下
	海域	生物A	0.3 mg/L 以下
		生物特A	0.03 mg/L 以下
4-t-オクチルフェノール	淡水域 (河川及び湖沼)	生物A	0.001 mg/L 以下
		生物特A	0.0007 mg/L 以下
		生物B	0.004 mg/L 以下
		生物特B	0.003 mg/L 以下
	海域	生物A	0.0009 mg/L 以下
		生物特A	0.0004 mg/L 以下
アニリン	淡水域 (河川及び湖沼)	生物A	0.02 mg/L 以下
		生物特A	0.02 mg/L 以下
		生物B	0.02 mg/L 以下
		生物特B	0.02 mg/L 以下
	海域	生物A	0.1 mg/L 以下
		生物特A	0.1 mg/L 以下
2,4-ジクロロフェノール	淡水域 (河川及び湖沼)	生物A	0.03 mg/L 以下
		生物特A	0.003 mg/L 以下
		生物B	0.03 mg/L 以下
		生物特B	0.02 mg/L 以下
	海域	生物A	0.02 mg/L 以下
		生物特A	0.01 mg/L 以下

(3) ダイオキシン類に係る水質環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定に基づいて、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準が定められています。

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について

（平成11年12月27日環境庁告示第68号）（最終改正：平成21年3月31日環境省告示11号）抜粋

媒 体	基 準 値
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
(備 考)	
1 水質汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。	
2 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。	
3 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。	
4 水質（水質の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

(4) 農薬の水質評価指針値

環境基準健康項目や要監視項目として基準値が定められていない農薬について、公共用水域等で検出された場合の評価の目安（評価指針値）が次のとおり定められています。

公共用水域等における農薬の水質評価指針について（平成6年4月15日環水土第86号環境庁水質保全局長通知）抜粋

農 薬 名	種類	評価指針値	農 薬 名	種類	評価指針値
イプロジオン	殺菌剤	0.3 mg/L 以下	ブタミホス	除草剤	0.004 mg/L 以下
イミダクロプリド	殺虫剤	0.2 mg/L 以下	ブプロフェジン	殺虫剤	0.01 mg/L 以下
エトフェンブロックス	殺虫剤	0.08 mg/L 以下	プレチラクロール	除草剤	0.04 mg/L 以下
エスプロカルブ	除草剤	0.01 mg/L 以下	プロベナゾール	殺菌剤	0.05 mg/L 以下
エディフェンホス(EDDP)	殺菌剤	0.006 mg/L 以下	プロモブチド	除草剤	0.04 mg/L 以下
カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.05 mg/L 以下	フルトラニル	殺菌剤	0.2 mg/L 以下
クロルピリホス	殺虫剤	0.03 mg/L 以下	ペンシクロン	殺菌剤	0.04 mg/L 以下
ジクロフェンチオン (ECP)	殺虫剤	0.006 mg/L 以下	ペンスリド(SAP)	除草剤	0.1 mg/L 以下
シメトリン	除草剤	0.06 mg/L 以下	ペンディメタリン	除草剤	0.1 mg/L 以下
トルクロホスメチル	殺菌剤	0.2 mg/L 以下	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.01 mg/L 以下
トリクロルホン	殺虫剤	0.03 mg/L 以下	メフェナセツト	除草剤	0.009 mg/L 以下
トリシクラゾール	殺菌剤	0.1 mg/L 以下	メブロニル	殺菌剤	0.1 mg/L 以下
ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002 mg/L 以下	モリネート	除草剤	0.005 mg/L 以下
フサライド	殺菌剤	0.1 mg/L 以下			

(5) 水浴場水質判定基準

水浴場の水質は、次の基準により遊泳の適否等を判定することとされています。

水浴に供される公共用水域の水質等の調査について（平成17年3月24日環境省環境管理局水環境部企画課長通知）抜粋

1. 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
 - ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
 - ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
 - ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
 - ・これら以外のものを「水質C」とする。

区 分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	C O D	透 明 度
適	水質AA	不検出 (検出限界2 個/100 mL)	2 mg/L 以下 (湖沼は3 mg/L 以下)	全透 (1m以上)
	水質A	100 個/100 mL 以下	2 mg/L 以下 (湖沼は3 mg/L 以下)	全透 (1m以上)
可	水質B	400 個/100 mL 以下	5 mg/L 以下	1m未満～50cm以上
	水質C	1,000個 /100 mL 以下	8 mg/L 以下	1m未満～50cm以上
不 適	1,000 個/100 mL を 超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50cm未満 *

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度(*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- (1) 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100 mL を超える測定値が1 以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。

3 水質汚濁防止法による排水規制等

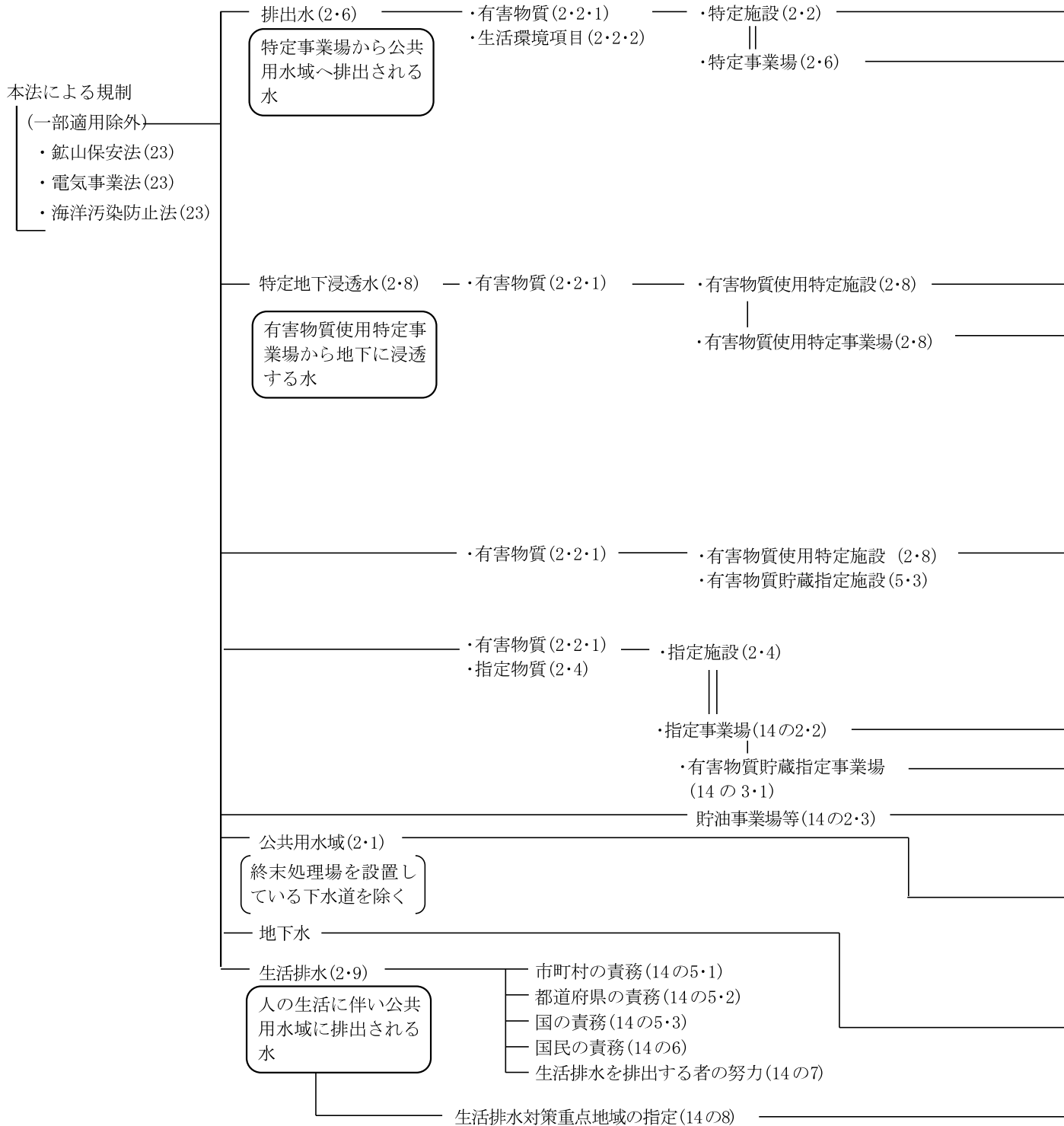
(1) 水質汚濁防止法の趣旨

公共用水域の水質汚濁を防止し、環境基準を達成するための最も重要な対策は、水質汚濁防止法による排水規制の制度です。

水質汚濁防止法では、汚水又は廃液を排出する施設（特定施設）を設置する工場や事業場（特定事業場）からの排水に対して排水基準が定められています。

排水基準は、カドミウム等の有害物質と生物化学的酸素要求量等の生活環境項目のそれぞれの項目ごとに一定の濃度などで示されており、特定事業場のうち排水規制を受けるものは、公共用水域への排水口でこの基準に適合した排水を排出しなければならないことになっています。

(2) 水質汚濁防止法の体系

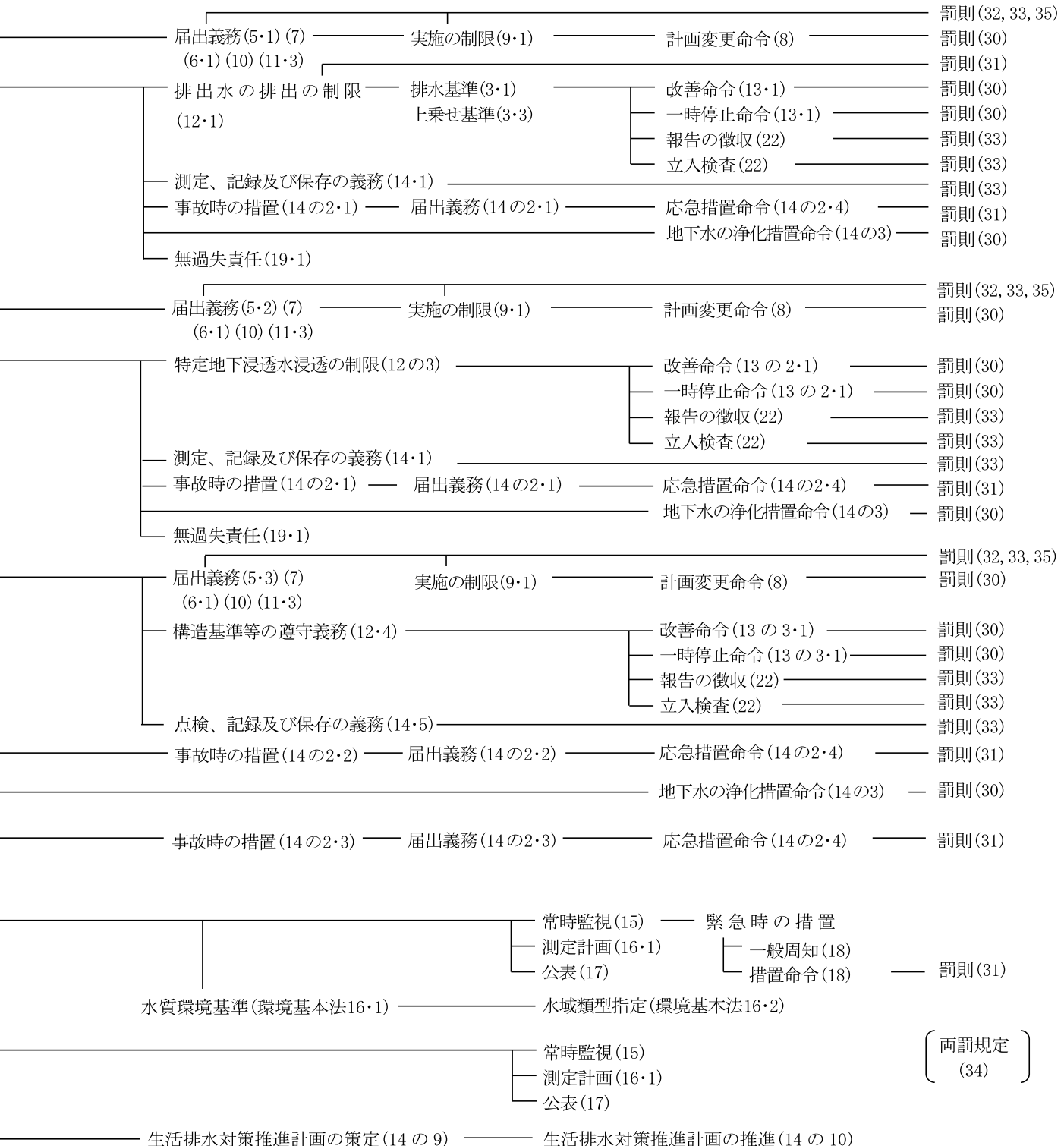


排水基準には、国が全国一律に定めている一律基準と、都道府県がそれぞれの水域の状況に応じて一律基準よりも厳しく定めている上乗せ基準があります。

これらの排水基準の遵守のために、水質汚濁防止法においては、特定施設を設置する際の届出、県知事による計画変更命令や改善命令、排出基準違反に対する罰則などの措置を定めています。

排水規制は、有害物質についてはすべての特定事業場が、生活環境項目については排水量が 50 m³/日以上である特定事業場がその対象となります。

また、有害物質を含む汚水等については、地下浸透が禁止されています。



(3) 届出義務等

水質汚濁防止法では、工場・事業場に対して各種の届出義務が課されています。届出が必要となるのは、以下のとおりです。

届出書は、当該工場・事業場の所在地を所管区域とする各地域県民局環境管理部又は青森市環境政策課若しくは八戸市環境保全課へ、その届出の種類ごとに定められた期日までに届け出なければなりません。

ア 特定施設の設置の届出（法第5条第1項）

「特定施設」とは、次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設として政令で定めるもの（(4)特定施設に示す施設）とされています。

1 人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質（有害物質）を含むこと

2 BOD等の水の汚染状態が生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること

工場又は事業場が特定施設を設置して公共用水域へ水[※]を排出しようとするときは、工事に着手する日の60日前までに届け出なければなりません。

なお、届出の際には、1日当たりの排出水の量、排出水の水質及び排出水の放流先（公共用水域の名称）を明記する必要があります。

※ ここでいう「水」とは、特定施設から出る水だけに限定されません。たとえば、雑用水、冷却水や雨水だけを公共用水域へ排出する場合であっても届出が必要です。

イ 有害物質使用特定施設の設置の届出（法第5条第2項）

工場又は事業場が有害物質使用特定施設を設置してそれに関連する水を地下に浸透しようとする場合に行う届出で、工事に着手する日の60日前までに届け出なければなりません。

ウ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出（法第5条第3項）

工場若しくは事業場が有害物質使用特定施設（ア又はイに該当する場合を除く）又は有害物質貯蔵指定施設（当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるもの）を設置する場合に行う届出で、工事に着手する日の60日前までに届け出なければなりません。

エ 特定施設等の使用の届出（法第6条第1項）

既に設置している施設が政令の改正により特定施設となったときに行う届出で、内容は、ア、イ、ウの場合と同様です。特定施設となった日から30日以内に届け出なければなりません。

オ 特定施設の構造等の変更の届出（法第7条）

ア、イ、ウ、エの届出内容について、構造等の変更をしようとする際に行う届出で、変更の工事に着手する日の60日前までに届け出なければなりません。

カ 氏名の変更等の届出（法第10条）

届出者の氏名又は住所（所在地）に変更のあった場合に行う届出で、変更のあった日から30日以内に届け出なければなりません。

キ 承継届出（法第11条第3項）

特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を譲り受け、又は、借り受けた際に行う届出で、承継した日から30日以内に承継した者が届け出なければなりません。

ク 廃止届出（法第10条）

特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止したときに行う届出で、廃止した日から30日以内に届け出なければなりません。

ケ 届出書提出部数

正本1部 写し1部

コ 計画変更命令等

ア、イ、ウ、オの届出書を審査した結果、排水基準や有害物質を含む水の地下浸透の規制に適合しないと認められる場合は、計画変更等の命令を受けることがあります。

また、届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合には、罰せられることがあります。

サ 事故時の措置の届出（法第14条の2第1項、第2項、第3項）

特定事業場、指定事業場及び貯油事業場等において事故等により油漏れ等が発生した時は、応急の措置を講ずるとともに、事故の概要や応急の措置について、速やかに届け出なければなりません。

(4) 特定施設

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1（最終改正：令和5年12月23日政令第396号）

番号	名 称	番号	名 称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設		ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
11		11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設	13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設	14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設	15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設	16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設	18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設	19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
		20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設

番号	名 称	番号	名 称
	ロ 洗化炭施設		チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設		リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設	30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設	31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設	32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設	34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設
25	削除		
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設		
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設		

番号	名 称	番号	名 称
	ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器		イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設	42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
		43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
		44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
		45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
		46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
		47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
		48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
		49	農薬製造業の用に供する混合施設
		50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
		51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
		51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
		51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
		52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設	53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）		
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		

番号	名 称	番号	名 称
	ロ 廃ガス洗浄施設	65	酸又はアルカリによる表面処理施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	66	電気めっき施設
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	66の3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	66の4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設	66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設	66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設	66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設	67	洗濯業の用に供する洗浄施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	68の2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	69の2	卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
64の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設	70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）

番号	名 称	番号	名 称
70の2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）	71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）るものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設	72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設	73	下水道終末処理施設
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設	74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）
71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの 同法施行令第7条 第1号 汚泥の脱水施設（能力：10m ³ /日超） 第3号 汚泥の焼却施設 （PCB汚染物・PCB処理物を除く。） ・能力：5m ³ /日超、200kg/時以上 ・火格子面積：2m ² 以上 第4号 廃油の油水分離施設（能力：10m ³ /日超） 第5号 廃油の焼却施設（廃PCB等を除く。） ・能力：1m ³ /日超、200kg/時以上 ・火格子面積：2m ² 以上 第6号 廃酸又は廃アルカリの中和施設 （能力：50m ³ /日超） 第8号 廃プラスチック類の焼却施設 （PCB汚染物・処理物を除く。） ・能力：100kg/日超。 ・火格子面積：2m ² 以上。 第11号 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 注）第3号、第5号又は第8号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。 ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる産業廃棄物処理施設 同法施行令第7条 第12号 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設 第12号の2 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 第13号 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設 注）第12号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。		
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）		

(5) 一律基準

特定事業場から排出される排水水については、一律に次の基準が適用されます。

ただし、生活環境項目に係る排水基準は、1日当たりの平均的な排水水の量が50 m³以上である特定事業場からの排水水についてのみ適用されます。

ア 有害物質

排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号）別表第1（最終改正：令和4年5月17日環境省令第17号）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03 mg/L
シアン化合物	シアン 1 mg/L
有機燐化合物(パ ^ラ チオン、メチル ^パ チオン、メチルジ ^メ ト ^ン 及びEPNに限る。)	1 mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外に排出する場合 ほう素 10 mg/L
	海域に排出する場合 ほう素 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外に排出する場合 ふっ素 8 mg/L
	海域に排出する場合 ふっ素 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

(備考)

- 「検出されないこと。」とは、同令第2条の規定に基づき、環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行(昭和49年12月1日)の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

イ 生活環境項目

排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号）別表第2（最終改正：令和4年5月17日環境省令第17号）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（pH）	海域以外に排出する場合 5.8以上8.6以下
	海域に排出する場合 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）
浮遊物質（SS）	200 mg/L（日間平均 150 mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油）	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂）	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L（日間平均 60 mg/L）
燐含有量	16 mg/L（日間平均 8 mg/L）

（備 考）

- 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50 m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和49年12月1日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼（以下「窒素に係る特定湖沼」という。）、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域（以下「窒素に係る特定海域」という。）及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼（以下「燐に係る特定湖沼」という。）、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域（以下「燐に係る特定海域」という。）及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

(6) 暫定基準

一律基準に対応することが著しく困難と認められる一定の業種については、期間を限って暫定的なゆるい基準が設けられています。

ア 海域及びこれに流入する公共用水域の窒素・磷に係る暫定基準

排水基準を定める省令(昭和46年6月21日総理府令第35号)附則別表(最終改正:令和3年9月24日環境省令第16号)
(令和5年9月30日まで適用)

窒素含有量 (単位:mg/L)

業 種	許 容 限 度
天然ガス鉱業	160 (日間平均 150)
畜産農業 (令別表第1第1号の2イに掲げる施設を有するものに限る。)	130 (日間平均 110)
酸化コバルト製造業	300 (日間平均 100)
バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業 (バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。)	4,100 (日間平均 3,100)

磷含有量 (単位:mg/L)

業 種	許 容 限 度
畜産農業 (令別表第1第1号の2イに掲げる施設を有するものに限る。)	22 (日間平均 18)

(備 考)

- 別表第2の備考1及び2の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。
- この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第2の備考6に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域(窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。)に排出される排出水に限って適用する。
- この表に掲げる磷含有量についての排水基準は、磷が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第2の備考7に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域(磷に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。)に排出される排出水に限って適用する。
- この表の左欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、別表第2又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、省令別表第2又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種等につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、4の規定を準用する。

イ 有害物質等に係る暫定基準

排水基準を定める省令の一部を改正する省令(平成13年6月13日環境省令第21号)附則別表(最終改正:令和4年5月17日環境省令第17号)
(令和7年6月30日まで適用)

a ほう素及びその化合物 (単位:ほう素 mg/L)

業 種 そ の 他 の 区 分	許容限度
電気めっき業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	30
ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	40
下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。))を利用するものに限る。)に属する特定事業場(下水道法(昭和33年法律第79号)第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	40
金属鉱業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	100
旅館業(1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。)	300
旅館業(1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。)	500

b ふっ素及びその化合物 (単位：ふっ素 mg/L)

業 種 そ の 他 の 区 分	許容限度
ほうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	12
電気めっき業 (1日当たりの平均的な排水の量が 50 m ³ 以上であり、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	15
旅館業 (水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令 (昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。)の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排水の量が 50 m ³ 以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	15
旅館業 (温泉 (自然に湧出しているもの (掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。))を除く。以下この欄において同じ。)を利用するものであって1日当たりの平均的な排水の量が 50 m ³ 未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	30
電気めっき業 (1日当たりの平均的な排水の量が 50 m ³ 未満であるものに限る。)	40
旅館業 (温泉 (自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。))を利用するものであって、1日当たりの平均的な排水の量が 50 m ³ 未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	50

c アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

(単位：アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 mg/L)

業 種 そ の 他 の 区 分	許容限度
畜産農業 (水質汚濁防止法施行令 (昭和 46 年政令第 188 号) 別表第 1 第 1 号の 2 ロに掲げる施設を有するものに限る。)	300
畜産農業 (水質汚濁防止法施行令 (昭和 46 年政令第 188 号) 別表第 1 第 1 号の 2 イに掲げる施設を有するものに限る。)	400
ジルコニウム化合物製造業	350
モリブデン化合物製造業	1,300
バナジウム化合物製造業	1,650
貴金属製造・再生業	2,800

(備 考)

- a～cの表に掲げる有害物質の種類ごとに同表の左欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場 (水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。)が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第1又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。
- ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が 10 を超えることをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値 (単位 ほう素の量に関して、mg/L)

Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量 (単位 m³/日)

Q 当該下水道から排出される排水の通常量 (単位 m³/日)

ウ 亜鉛に係る暫定基準

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令 (平成 18 年 11 月 10 日環境省令第 33 号) 附則別表 (最終改正：令和 3 年 9 月 24 日環境省令第 15 号)

(令和 6 年 12 月 10 日まで適用)

亜鉛含有量 (単位：mg/L)

業 種	許容限度
電気めっき業	4

(備 考)

この表に掲げる業種に属する特定事業場 (水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。)が同時にこの表に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排水の亜鉛含有量に係る排出基準については、この表に掲げる許容限度のものを適用する。

(7) 上乘せ基準

奥入瀬川（相坂川）河口左岸から鮫岬北端に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域に排出される水については、一律基準よりも厳しい上乘せ基準が適用されます。

ただし、暫定基準が適用されるものは、除かれます。

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和48年3月30日青森県条例第3号）（最終改正：平成18年3月27日青森県条例第55号）抜粋

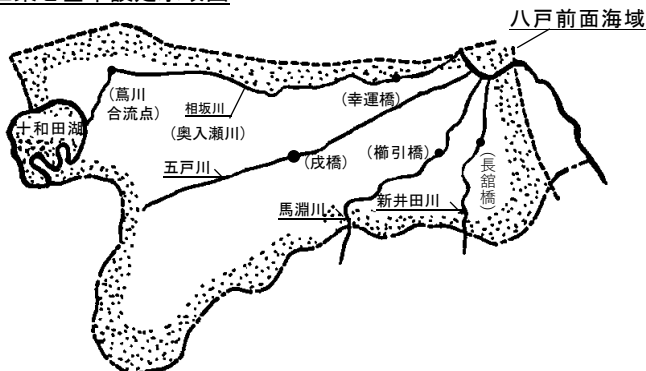
場 分	工場・事業 の区	豚房施設 に係るも の	食料品製造業に係るもの(1)			食料品製 造業に係 るもの (2)	パルプ製 造業に係 るもの	紙製造業 及び紙加 工品製造 業に係る もの
			冷凍すり 身製造業 及び生す り身製造 業に係る もの	蒸りゆう酒・混成酒 製造業、魚粉飼料製 造業(フィッシュソ リュブル製造業を含 む。)及び有機質肥料 製造業に係るもの	その他 のもの			
許 容 限 度	生物化学的 酸素要求量 (BOD) (mg/L)	160 (120)	130 (100)	130 (100)	130 (100)	30 (20)	140 (110)	40 (30)
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	160 (120)	100 (80)	100 (80)	100 (80)		140 (110)	40 (30)
	浮遊物質 量(SS) (mg/L)	200 (150)	150 (120)	150 (120)	150 (120)	40 (30)	80 (60)	40 (30)
	n-ヘキサン抽出物 質含有量(動植物油 脂類含有量) (mg/L)		20		10	10		
	フェノール類含有量 (mg/L)							
	大腸菌群数 (個/c m ³)	(3,000)						

(備考)

- この表の()内の数値に係る許容限度は、1日に排出される水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 食料品製造業に係るもの(2)は、新井田川の長館橋より下流及びこれに流入する公共用水域（八戸市の区域に限る。）に水を排出する工場・事業場（昭和52年1月12日現在、現に特定施設を設置しているもの、及び当該設置の工事に着手しているものを除く。）から公共用水域へ排出される水について適用する。
- 食料品製造業に係るもの(1)は、この上乘せ基準が適用される公共用水域のうち、食料品製造業に係るもの(2)に係る公共用水域を除く公共用水域へ排出される水について適用する。
- 上乘せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50 m³以上のものについて適用する。ただし、豚房施設については、1日当たりの平均的な排出水の量が50 m³未満のものについて適用する。
- BODは、海域及び湖沼以外の公共用水域へ排出される水に限って適用する。
CODは、海域及び湖沼に排出される水に限って適用する。

化学肥料製造業に係るもの	鉄鋼業、非鉄金属製造業及び金属製品製造業に係るもの	ガス供給業に係るもの	旅館業に係るもの (十和田湖及びこれに流入する公共用水域に水を排出するものに限る。)	と畜業に係るもの	し尿処理施設に係るもの	下水道終末処理施設に係るもの	その他のもの (畜房施設に係るもの、旅館業に係るもの及び工場又は事業場に係る汚水等を処理するものを除く。)
30 (20)	30 (20)	30 (20)	60 (50)	80 (60)	40 (30)	30 (20)	60 (50)
30 (20)	30 (20)	30 (20)	50 (40)	50 (40)	40 (30)	30 (20)	60 (50)
60 (50)	40 (30)		40 (30)	60 (50)	80 (60)	80 (60)	80 (60)
			10			10	10
		1	1			1	1

上乘せ基準設定水域図



※上乘せ基準の適用範囲（第2条）

上乘せ基準は、奥入瀬川河口左岸（上北郡おいらせ町新田18番地4地先）から鮫岬北端（八戸市大字鮫町字小舟渡平10番地先）に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域に排出される水について適用する。

(8) 窒素・磷規制対象湖沼

窒素含有量又は磷含有量の排水基準が適用される湖沼は、次のとおり指定されています。

排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼（昭和60年5月30日環境庁告示第27号）（最終改正：令和5年2月28日環境省告示第3号）抜粋

第1 窒素含有量についての排水基準に係る湖沼（窒素に係る特定湖沼）

世増ダム貯水池（青葉湖）（八戸市）、田光沼（つがる市）、姉沼（東北町）、市柳沼（六ヶ所村）、内沼（六ヶ所村）、田面木沼（六ヶ所村）

第2 磷含有量についての排水基準に係る湖沼（磷に係る特定湖沼）

上堤二号ため池（青森市）、大堤（青森市）、熊沢ため池（青森市）、下湯ダム貯水池（平成湖）（青森市）、浪岡ダム貯水池（青森市）、吉野田新ため池（青森市）、相馬ダム貯水池（弘前市）、鬼楢ダム貯水池（弘前市）、砂沢上ため池（弘前市）、世増ダム貯水池（青葉湖）（八戸市）、二庄内ダム貯水池（華の湖）（黒石市）、浅瀬石川ダム貯水池（虹の湖）（黒石市及び平川市）、飯詰ダム貯水池（不動湖）（五所川原市）、大沼ため池（五所川原市）、小田川ダム貯水池（五所川原市）、清久ため池（五所川原市）、堺野沢ため池（五所川原市）、長橋ため池（五所川原市）、二ノ沢ため池（五所川原市）、藤枝ため池（五所川原市）、四和ダム貯水池（十和田市）、十和田湖（十和田市及び秋田県小坂町）、一里小屋ため池（むつ市）、宇曽利山湖（むつ市）、早掛沼（むつ市及び東通村）、川内ダム貯水池（かわうち湖）（むつ市及び佐井村）、牛瀨大ため池（つがる市）、大ため池（つがる市）、大堤（つがる市）、新小戸六ダム貯水池（つがる市）、田光沼（つがる市）、袴形池（つがる市）、冷水沼（つがる市）、平滝沼（つがる市）、堀切ため池（つがる市）、六沢ため池（つがる市）、遠部ダム貯水池（遠部湖）（平川市）、久吉ダム貯水池（面影湖）（平川市）、長科下ため池（蓬田村）、切明沼（深浦町）、津軽ダム貯水池（西目屋村）、早瀬野ダム貯水池（大鱈町）、廻堰大ため池（鶴田町）、大沢内ため池（中泊町）、小泊ダム貯水池（遊仙湖）（中泊町）、湯ノ沢ため池（中泊町）、作田ダム貯水池（七戸町）、天間ダム貯水池（七戸町）、和田ダム貯水池（七戸町）、姉沼（東北町）、上野堤（東北町）、小川原湖（東北町）、清水目ダム貯水池（東北町）、市柳沼（六ヶ所村）、内沼（六ヶ所村）、田面木沼（六ヶ所村）、間木堤（おいらせ町）、大沼（東通村）、夏坂ダム貯水池（田子町）、二の倉ダム貯水池（新郷村）、又木戸ダム貯水池（新郷村）

(9) 窒素・磷規制対象海域

窒素含有量又は磷含有量の排水基準が適用される海域は、次のとおり指定されています。

排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域（平成5年8月27日環境庁告示第67号）（最終改正：平成27年3月2日環境省告示第26号）抜粋

第1 窒素含有量についての排水基準に係る海域（窒素に係る特定海域）

陸奥湾 佐井村焼山崎と平館村平館灯台を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域

第2 磷含有量についての排水基準に係る海域（磷に係る特定海域）

第1に掲げる海域

（注）海域の範囲は、告示に記載の村名で表記

(10) 有害物質を含む水の地下浸透の制限

有害物質を製造、使用し、又は処理する特定施設から排出される水については、有害物質が検出されるものを地下に浸透させてはならないことになっています。

なお、有害物質が検出されることとは、次表の有害物質の種類ごとにその右欄に掲げる値以上の有害物質が検出されることをいいます。

水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法

(平成元年8月21日環境庁告示第39号)(最終改正：令和2年3月30日環境省告示第35号) 抜粋

有害物質の種類	検出限界値
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.001 mg/L
シアン化合物	シアン 0.1 mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メルパチオン、メルジメトン及びEPNに限る。)	0.1 mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.005 mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.04 mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.005 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.0005 mg/L
アルキル水銀化合物	アルキル水銀 0.0005 mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 mg/L
トリクロロエチレン	0.002 mg/L
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L
ジクロロメタン	0.002 mg/L
四塩化炭素	0.0002 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体 0.004 mg/L トランス体 0.004 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L
チウラム	0.0006 mg/L
シマジン	0.0003 mg/L
チオベンカルブ	0.002 mg/L
ベンゼン	0.001 mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.002 mg/L
ほう素及びその化合物	ほう素 0.2 mg/L
ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.2 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素 0.7 mg/L 亜硝酸性窒素 0.2 mg/L 硝酸性窒素 0.2 mg/L
塩化ビニルモノマー	0.0002 mg/L
1,4-ジオキサン	0.005 mg/L

(11) 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造基準等

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設については、有害物質を含む水の地下への浸透防止のため、構造、設備及び使用方法に関する基準として下記の基準を遵守しなければなりません。また、当該施設については下記の点検事項について定期的に点検し、その結果を記録・保存しなければなりません。

- ・平成24年6月1日時点で設置されていなかった施設については、以下の基準Aが適用されます。
- ・平成24年6月1日時点で既に設置されていた施設については、以下の基準A又は基準Bが適用されます。

水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）抜粋

（最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）

ア 施設本体が設置される床面及び周囲

構造等に関する基準			定期点検の方法	
基準	区分	内 容	点検事項	点検回数
A	1	次のいずれにも適合すること。 イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。 ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。	①床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ②防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上
	2	区分1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	講じられている措置に応じ、適切な事項	講じられている措置に応じ、適切な回数
	3	施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上
B	1	次のいずれにも適合すること。 イ 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が基準Aの区分1のイに適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲について基準Aの区分1又は2に適合すること。 ロ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。	①床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ②防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上
	2	施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が基準Aの区分1のイに適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲について基準Aの区分1又は2に適合すること。	①床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ②防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上

イ 施設本体

構造等に関する基準			定期点検の方法	
基準	区分	内 容	点検事項	点検回数
A	—	—	①施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無 ②施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
B	—	—	①施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無 ②施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	①1年に1回以上 ②1月に1回以上 (例外1：点検の方法に応じ、適切な回数)

※例外1…目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合

ウ 配管等（地上配管）

構造等に関する基準			定期点検の方法	
基準	区分	内 容	点検事項	点検回数
A	1	次のいずれにも適合すること。 (1)有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 (2)有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 (3)配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。(ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。)	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
	2	有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。		1年に1回以上
B	—	有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上

※配管等とは、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。）をいう。

エ 配管等（地下配管）

構造等に関する基準			定期点検の方法	
基準	区分	内 容	点検事項	点検回数
A	1	次のいずれにも適合すること。 (1)トレンチの中に設置されていること。 (2)(1)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材料で被覆が施されていること。	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 ③トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	2	次のいずれにも適合すること。 (1)有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 (2)有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 (3)配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上 (例外2：3年に1回以上) (例外3：点検の方法に応じ、適切な回数)
	3	区分1又は2に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	講じられている措置に応じ、適切な事項	講じられている措置に応じ、適切な回数
B	1	トレンチの中に設置されていること。	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 ③トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
	2	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上 (例外4：3月に1回以上)
	3	区分1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	講じられた措置に応じ、適切な事項	講じられた措置に応じ、適切な回数

※例外2…危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第62条の5の3に規定する地下埋設配管であって消防法（昭和23年法律第186号）第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては3月）に1回以上行う場合

※例外3…配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合

※例外4…有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合

オ 排水溝等

基準		構造等に関する基準	定期点検の方法	
基準	区分	内 容	点検事項	点検回数
A	1	次のいずれにも適合すること。 イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。 ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上 (例外5：3年に1回以上)
	2	区分1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	講じられている措置に応じ、適切な事項	講じられている措置に応じ、適切な回数
B	1	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。	①排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ②排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	①6月に1回以上 ②1月に1回以上 (例外6：3月に1回以上)
	2	区分1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	講じられた措置に応じ、適切な事項	講じられた措置に応じ、適切な回数

※排水溝等とは、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。）をいう。

※例外5…排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置の適切な配置、排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を1月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上行う場合

※例外6…有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合

カ 地下貯蔵施設

構造等に関する基準			定期点検の方法	
基準	区分	内 容	点検事項	点検回数
A	1	次のいずれにも適合すること。 イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。 ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。 ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上 (例外7：3年に1回以上) (例外8：点検の方法に応じ、適切な回数)
	2	区分1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	講じられている措置に応じ適切な事項	講じられている措置に応じ、適切な回数
B	1	次のいずれにも適合すること。 イ 基準A区分1のハに適合すること。 ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上 (例外9：3月に1回以上)
	2	次のいずれにも適合すること。 イ 基準A区分1のハに適合すること。 ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上 (例外8：適切な回数)
	3	区分1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	①講じられた措置に応じ、適切な事項 ②地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無（区分2と同等以上の措置が講じられているものに限る。）	①講じられた措置に応じ、適切な回数 ②1年に1回以上 (例外8：点検の方法に応じ、適切な回数)

※地下貯蔵施設とは、有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているものをいう。

※例外7…危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第13条第1項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第2項に規定する二重殻タンクであって消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては3月）に1回以上行う場合

※例外8…地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合

※例外9…有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合

キ 使用の方法

構造等に関する基準			定期点検の方法	
基準	区分	内 容	点検事項	点検回数
A ・ B	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれにも適合すること。 イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。 ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。 ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。 	管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無	1年に1回以上 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常若しくは有害物質を含む水の漏えい等が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

(12) 排水水等自主測定実施要領（昭和60年11月1日青公害第439号青森県環境保健部長通知、令和5年4月13日一部改正）※本冊子掲載に当たり、一部加筆修正があります。

1 趣旨

この要領は、特定事業場における排水水及び地下浸透水の自主測定の徹底を図り、排水水及び地下浸透水の適正管理を促進することにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁防止を図ることを目的とする。

2 定義

この要領において使用する用語の意義は、次表のとおりとする。

用語	意義
法	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
政令	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）
規則	水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）
特定施設	汚水又は廃液を排出する施設として政令で業種ごとに定めるもの（法第2条第2項、政令第1条、政令別表第1）
特定事業場	特定施設を設置する工場又は事業場（法第2条第6項）
排水水	特定事業場から公共用水域へ排出される水（法第2条第6項）
生活環境項目	化学的酸素要求量その他の水の汚染状態を示す項目として政令で定めるもの（法第2条第2項第2号、政令第3条）
有害物質	カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（法第2条第2項第1号、政令第2条）
有害物質使用特定施設	特定施設のうち、有害物質を製造、使用又は処理するもの（法第2条第8項）
有害物質使用特定事業場	有害物質使用特定施設を設置する特定事業場（法第2条第8項）
特定地下浸透水	有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設に係る汚水等を含むもの（法第2条第8項）
自主測定	特定事業場が行う排水水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定（法第14条第1項）

3 対象工場・事業場

(1)排水水の自主測定は、次のいずれかに該当する特定事業場について行うものとする。

- ・1日当たりの平均的な排水水の量が50 m³以上の特定事業場
- ・有害物質を含有する水又はそのおそれのある排水水を排出する特定事業場

(2)地下浸透水の自主測定は、特定地下浸透水を地下に浸透させる有害物質使用特定事業場について行うものとする。

4 測定項目

排水水及び地下浸透水の自主測定を行う項目は、次表のとおりとする。

区 分		測定項目
排水水の自主測定	特定事業場のうち、1日当たりの平均的な排水水の量が50 m ³ 以上のもの	生活環境項目
	特定事業場のうち、有害物質を含有する水又はそのおそれのある排水水を排出するもの	有害物質
地下浸透水の自主測定	特定事業場のうち、特定地下浸透水を地下に浸透させるもの	有害物質

(注) 測定項目の選定に当たっては、別表を参考とすること。

5 測定回数

排水水及び地下浸透水の自主測定を行う回数は、次表のとおりとする。

区 分		測定回数
排水水の自主測定	1日当たりの平均的な排水水の量が1,000 m ³ 以上の特定事業場	3ヶ月に1回以上
	1日当たりの平均的な排水水の量が1,000 m ³ 未満の特定事業場	6ヶ月に1回以上
地下浸透水の自主測定		3ヶ月に1回以上

6 測定方法

(1) 排水水の採取方法

排水水の採取は、測定しようとする排水水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻において、特定事業場から公共用水域へ排水水を排出する排水口（複数ある場合はそれぞれの排水口）において行うものとする。

(2) 地下浸透水の採取方法

地下浸透水の採取は、測定しようとする排水水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻において、特定事業場から地下へ地下浸透水を浸透させる施設（複数ある場合はそれぞれの施設）において行うものとする。

(3) 排水水の分析方法

排水水の分析方法は、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）」に定める方法とする。

(4) 地下浸透水の分析方法

地下浸透水の分析方法は、「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づき環境大臣が定める検定方法（平成元年8月21日環境庁告示第39号）」に定める方法とする。

(5) 排水量の測定方法

排水量の測定方法は、日本産業規格K0102の4に定める方法又はこれと同等の結果が得られる方法とする。

7 測定機関

排水水及び地下浸透水の測定を第三者に委託するときは、「計量法（平成4年法律第51号）」に基づく計量証明の事業の登録を受けた事業所（以下「計量証明登録事業所」という。）に行うものとする。

8 測定結果の報告

測定結果は、法に定める様式（水質測定記録表）により記録し3年間保存する。なお、計量証明登録事業所が発行する「計量証明書」の交付により水質測定記録表に記録すべき事項と同様の事項の証明がなされた場合は、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。また、様式（排水水等水質測定結果報告書）により採取した日から1ヶ月以内に巻末の「水質関係届出先及び問い合わせ先」機関に報告する。なお、測定を計量証明登録事業所に委託した場合は、計量証明書の写しを添付するものとする。

※ 青森市内又は八戸市内に設置している特定施設については、各市が定めている「排水水等自主測定実施要領」に基づき、自主測定を行ってください。

別表 業種別自主測定項目

特定施設番号 業種等 検査項目	1の2	2511・13・18	12	38の2	53	54	55	59	60	61	62	64	64の2	65	66	66の2	66の3	66の4	66の5	67	68	68の2	69	71	71の2	71の3	72	73		
	畜産農業	食料品製造業	動物油脂製造業	界面活性剤製造業	ガラス製品製造業	セメント製品製造業	生コンクリート製造業	砕石業	砂利採取業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	ガス供給業	水道施設	酸又はアルカリによる表面処理施設	電気めっき施設	1,4-ジオキサンの混合施設	エチレンオキサイド又はエチレンオキシダンの混合施設	旅館業	共同調理場	飲食店	洗たく業	写真現像業	病院	と畜業	自動車車両洗浄施設	試験研究検査施設	一般廃棄物処理施設	し尿処理施設	下水道終末処理施設	
生	p H	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	BOD (又はCOD)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
活	S	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
環境項目	ノルマルヘキサン抽出物質(油分)		△	○						△	△			△	△	△	△	△	△	△				○	△	△	△	△		
	フェノール類									△		△													△	△	△	△		
	銅									△																△	△	△		
	亜鉛									△																△	△	△		
	溶解性鉄									○																△	△	△		
	溶解性マンガン									○																△	△	△		
	クロム																									△	△	△		
	大腸菌群数	○	△	△															△	△	△			○	○			○		
	窒素																													
	燐																													
有害物質	カドミウム					△	△	△		△				△	△						△				△	△	△	△		
	シアニド									△				△	△							△	△			△	△	△	△	
	有機リン									△				△	△											△	△	△	△	
	鉛					○				△				△	△							△				△	△	△	△	
	六価クロム					△	△	△						△	△							△				△	△	△	△	
	砒素					△				△																△	△	△	△	
	総水銀																					△	△			△	△	△	△	
	アルキル水銀																									△	△	△	△	
	ポリ塩化ビフェニル																									△	△	△	△	
	トリクロロエチレン					△				△				△	△						△					△	△	△	△	
	テトラクロロエチレン					△				△				△	△						△					△	△	△	△	
	ジクロロメタン																									△	△	△	△	
	四塩化炭素														△							△				△	△	△	△	
	1,2-ジクロロエタン																									△	△	△	△	
	1,1-ジクロロエチレン																									△	△	△	△	
	シス-1,2-ジクロロエチレン																									△	△	△	△	
	1,1,1-トリクロロエタン														△							△				△	△	△	△	
	1,1,2-トリクロロエタン																									△	△	△	△	
	1,3-ジクロロプロペン																									△	△	△	△	
	チウラム																										△	△	△	△
	シマジン																										△	△	△	△
	チオベンカルブ																										△	△	△	△
	ベンゼン																										△	△	△	△
	セレン																										△	△	△	△
ふっ素					△	△			△	△	△			△	△	△	△			△	△	△			△	△	△	△		
ほう素					△	△			△	△	△			△	△	△	△			△	△	△			△	△	△	△		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
1,4-ジオキサン			○													○														

※特定施設番号は20頁(4)特定施設参照。

(備考)

- 「○」は、原則として測定する項目を、「△」は、排出(又は地下浸透)されるおそれがある場合に測定する項目を示す。
- BODは、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水について測定すること。
- CODは、海域及び湖沼に排出される排水について測定すること。
- 窒素は、「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼(昭和60年5月30日環境庁告示第27号)」(以下「窒素、燐規制対象湖沼」という。)第1に掲げる湖沼若しくは「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域(平成5年8月27日環境庁告示第67号)」(以下「窒素、燐規制対象海域」という。)第1に掲げる海域又はこれらに流入する公共用水域に排出される排水について測定すること。
- 燐は、「窒素、燐規制対象湖沼」第2に掲げる湖沼若しくは「窒素、燐規制対象海域」第2に掲げる海域又はこれらに流入する公共用水域に排出される排水について測定すること。
- この表に掲げる業種以外の業種については、類似の業種を参考として測定項目を選定すること。

排水等水質測定結果報告書

工場事業場名		
所在地		
報告者の職・氏名		
分析担当者又は分析機関名		
採水年月日		
採水者		
採水箇所		
採水時刻		
排水量 (m ³ /日)		
特定施設の使用状況		
水温 (°C)		
透明度 (cm)		
色相・臭気		
分析年月日		
生活環境項目	pH	
	BOD (又はCOD) (mg/L)	
	S (mg/L)	
	ノルマルヘキサン抽出物質 (油分) (mg/L)	
	フェノール類 (mg/L)	
	銅 (mg/L)	
	亜鉛 (mg/L)	
	溶解性鉄 (mg/L)	
	溶解性マンガン (mg/L)	
	クロム (mg/L)	
	大腸菌群数 (個/cm ³)	
	窒素 (mg/L)	
	リン (mg/L)	
有害物質	カドミウム (mg/L)	
	シアン (mg/L)	
	有機リン (mg/L)	
	鉛 (mg/L)	
	六価クロム (mg/L)	
	砒素 (mg/L)	
	総水銀 (mg/L)	
	アルキル水銀 (mg/L)	
	ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	
	トリクロロエチレン (mg/L)	
	テトラクロロエチレン (mg/L)	
	ジクロロメタン (mg/L)	
	四塩化炭素 (mg/L)	
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	
	チウラム (mg/L)	
	シマジン (mg/L)	
	チオベンカルブ (mg/L)	
	ベンゼン (mg/L)	
	セレン (mg/L)	
	ふっ素 (mg/L)	
	ほう素 (mg/L)	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	
1,4-ジオキサン (mg/L)		
その他		

4 青森県公害防止条例による排水規制

青森県公害防止条例では、次の施設が污水関係施設として定められています。

届出義務及び排水規制については、水質汚濁防止法とほぼ同様の内容となっています。

青森県公害防止条例（昭和47年3月青森県条例第2号）別表第3（最終改正：令和5年3月24日青森県条例第12号）

番号	名 称
1	有害物質を含む汚水等の排出を伴う試験又は検査を継続的に実施するための施設 （水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第71号の2に規定する施設を除く。）
2	トンネル掘さくに伴って生ずる坑内水の排水施設
3	鉄道車両の給油又はオイル交換の用に供する施設

（備 考） 鉱山施設を除く。

5 届出書の提出先等

水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例の規定による各種届出は、巻末の<水質関係届出先及び問い合わせ先>に提出してください。

届出様式等は、青森県電子申請・届出システム申請書ダウンロード（「青森県 申請書ダウンロード」で検索）からダウンロードできます。

6 ゴルフ場排水対策

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」（令和2年3月27日環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知）により、ゴルフ場からの排出水中の農薬濃度は、排水口において、次の水濁指針値及び水産指針値を超えないこととされています。

また、「青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱」（平成2年9月10日青森県告示第553号、最終改正令和2年7月17日青森県告示第587号）により、一定規模以上のゴルフ場を営業者は、排出水の水質を年3回以上測定してその結果を記録し、少なくとも3年間保存するとともに、速やかに知事に報告しなければなりません。

①水濁指針値

水濁指針値は次のとおり定められています。下表に記載のない農薬であっても水濁基準値^{※1}が設定されているものについては、その値を10倍した値を水濁指針値とすることとされています。

※1 水濁基準値…農薬取締法第4条第1項第9号に基づく水質汚濁に係る農薬登録基準（平成20年環境省告示第60号）において定める基準値

環境省HP参照：https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_ki_jun/ki_jun.html

農 薬 名	水濁指針値
(殺虫剤)	
ダイアジノン	0.05 mg/L
チオジカルブ	0.8 mg/L
トリクロルホン (DEP)	0.05 mg/L
ペルメトリン	1 mg/L
ベンスルタップ	0.9 mg/L
(殺菌剤)	
イプロジオン	3 mg/L
イミノクタジン	0.06 mg/L
シプロコナゾール	0.3 mg/L
チウラム (チラム)	0.2 mg/L
チオファネートメチル	3 mg/L
トルクロホスメチル	2 mg/L
バリダマイシン	12 mg/L
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1 mg/L
ベノミル	0.2 mg/L
(除草剤)	
シクロスルフアムロン	0.8 mg/L
シマジン (CAT)	0.03 mg/L
トリクロピル	0.06 mg/L
ナプロパミド	0.3 mg/L
フラザスルフロン	0.3 mg/L
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.051mg/L (MCPAとして)

②水産指針値

水産基準値^{※2}が設定されている農薬について、その値を10倍した値を水産指針値とすることとされています。

※2 水産基準値…農薬取締法第4条第1項第8号に基づく生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和2年環境省告示第31号）のうち、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号イの基準において定める基準値

環境省HP参照：https://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/ki_jun.html

7 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（うち、水質基準対象施設）の届出、自主測定及び水質排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）では、特定施設を設置する工場又は事業場に対して、各種の届出義務が課せられています。

また、特定施設を設置している者は、毎年 1 回以上、排出水に含まれるダイオキシン類の量について測定を行い、県（青森市又は八戸市に設置されている特定施設にあっては、当該市）に報告しなければなりません。

ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設（うち、水質基準対象施設）

ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年政令第 433 号）別表第 2（最終改正：平成 30 年 8 月 10 日政令第 241 号）及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）別表第 2（最終改正：令和 3 年 3 月 25 日環境省令第 3 号）

番号	施設の種類	排出基準 (pg-TEQ/L)
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ る過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ る過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設の うち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの 亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設の うち、次に掲げるもの イ る過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉（火床面積 0.5m ² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上）から発生するガスを処理する施設の うち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化 ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設及びポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビ フェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	
17	フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供す る施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設（第 1 号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するも のに限る。）	
19	第 1 号から第 17 号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第 1 号から第 17 号までに 掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域 に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	

8 参考資料

(1) 水道により供給される水の基準

水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）（最終改正：令和2年3月25日厚生労働省令第38号）抜粋

【水道法第4条に基づく水質基準】

○水質基準に関する項目（51項目）

項目名	基準値
一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下
大腸菌	検出されないこと。
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.003 mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀 0.0005 mg/L以下
セレン及びその化合物	セレン 0.01 mg/L以下
鉛及びその化合物	鉛 0.01 mg/L以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素 0.01 mg/L以下
六価クロム化合物	六価クロム 0.02 mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアン 0.01 mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下
フッ素及びその化合物	フッ素 0.8 mg/L以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素 1.0 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
塩素酸	0.6 mg/L以下
クロロ酢酸	0.02 mg/L以下
クロロホルム	0.06 mg/L以下
ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下
ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下
臭素酸	0.01 mg/L以下
総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg/L以下

項目名	基準値
トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下
ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下
ブロモホルム	0.09 mg/L以下
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下
亜鉛及びその化合物	亜鉛 1.0 mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	アルミニウム 0.2 mg/L以下
鉄及びその化合物	鉄 0.3 mg/L以下
銅及びその化合物	銅 1.0 mg/L以下
ナトリウム及びその化合物	ナトリウム 200 mg/L以下
マンガン及びその化合物	マンガン 0.05 mg/L以下
塩化物イオン	200 mg/L以下
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L以下
蒸発残留物	500 mg/L以下
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下
(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名ジェオスミン）	0.00001mg/L以下
1, 2, 7, 7'-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール（別名2-メチルイソボルネオール）	0.00001mg/L以下
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下
フェノール類	フェノール 0.005 mg/L以下
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L以下
pH値	5.8 以上 8.6 以下
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること。

○水質管理目標設定項目（27項目）

項目名	目標値
アンチモン及びその化合物	アンチモン 0.02 mg/L以下
ウラン及びその化合物	ウラン 0.002 mg/L以下
ニッケル及びその化合物	ニッケル 0.02 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
トルエン	0.4 mg/L以下
フタル酸(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L以下
亜塩素酸	0.6 mg/L以下
二酸化塩素	0.6 mg/L以下
ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下
抱水クロラール	0.02 mg/L以下
農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下
残留塩素	1 mg/L以下
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10 mg/L以上 100 mg/L以下
マンガン及びその化合物	マンガン 0.01 mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタタン酸（PFOA）	0.00005 mg/L以下（暫定）*

* PFOS及びPFOAの合計値とする。

項目名	目標値
遊離炭酸	20 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下
メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L以下
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg/L以下
臭気強度（TON）	3 以下
蒸発残留物	30 mg/L以上 200 mg/L以下
濁度	1 度以下
pH値	7.5 程度
腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける
従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	アルミニウム 0.1 mg/L以下

(2) 公共下水道からの放流水の水質に関する技術上の基準

下水道法施行令（昭和34年政令第147号）抜粋（最終改正：令和4年7月15日）

区 分	技術上の基準
公共下水道又は流域下水道からの放流水（雨水の影響が少ない時）	水素イオン濃度：5.8～8.6 大腸菌群数：3,000 個/cm ³ 以下 浮遊物質：40mg/L 以下 生物化学的酸素要求量・窒素含有量・磷含有量：計画放流水質に適合する数値
合流式の公共下水道からの放流水又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下水道からの放流水（降雨による雨水の影響が大きい時）	合流式下水道等の各吐口からの生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量を各吐口からの放流水の総量で除した数値：40mg/L 以下（5日間）

（備 考）

- 1 条例により、上記の表よりも厳しい排水基準が定められ、又は同表以外の項目について排水基準が定められている場合は、その排水基準を適用する。
- 2 計画放流水質：下水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の状況等を考慮して、国土交通省令で定めるところにより、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が定めるもの。

(3) 浄化槽からの放流水の水質に関する技術上の基準

環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）抜粋（最終改正：令和4年12月28日）

浄化槽法第4条第1項の規定による浄化槽からの放流水の水質の技術上の基準	生物化学的酸素要求量：20 mg/L 以下 生物化学的酸素要求量の除去率：90%以上
-------------------------------------	---

（備 考） みなし浄化槽については、この限りではない。

(4) 尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の性能に関する技術的基準

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）抜粋（最終改正：令和5年2月10日）

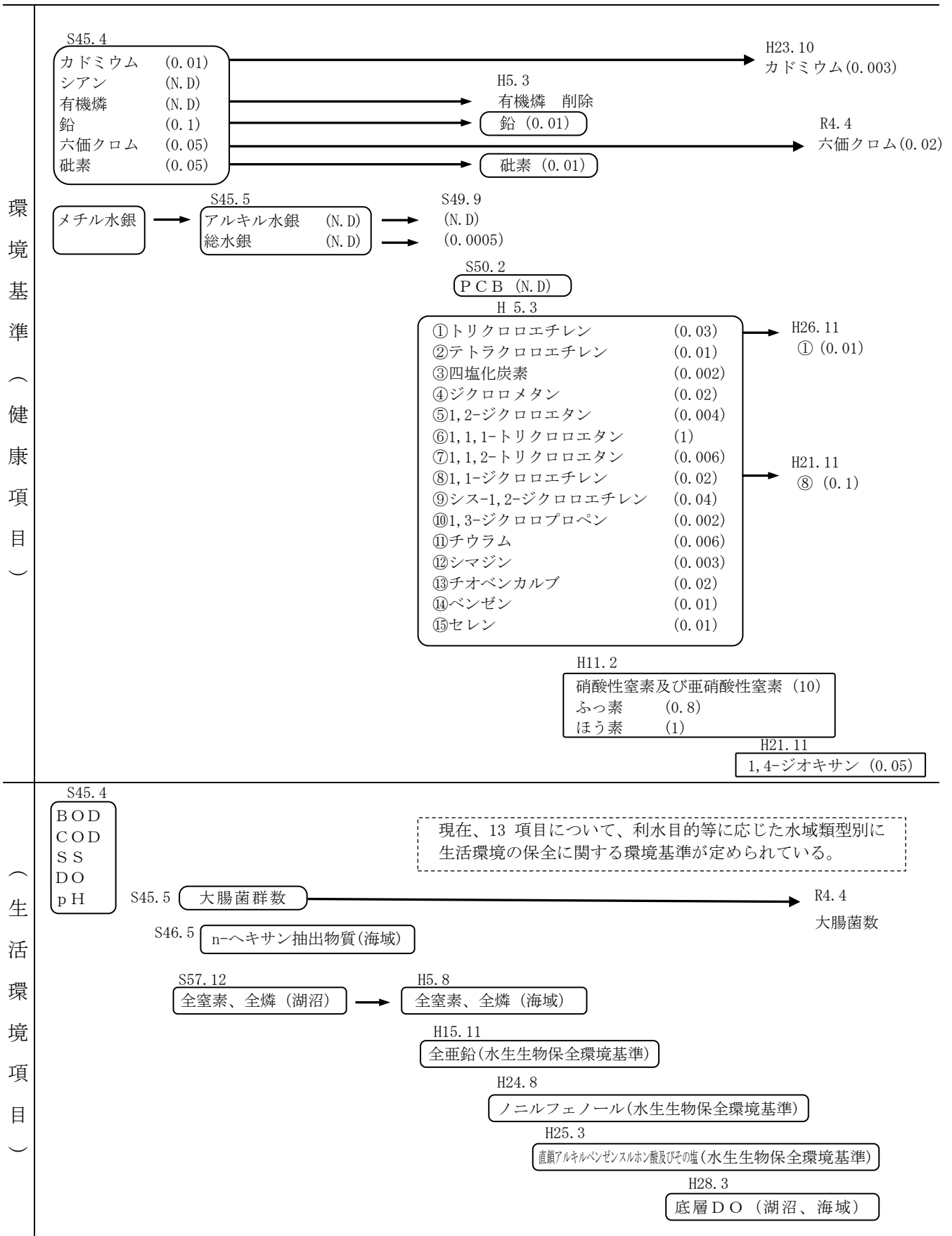
尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽を設ける区域	処理対象人員（人）	性 能		
		生物化学的酸素要求量の除去率（%）	尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量（mg/L）	放流水に含まれる大腸菌群数（個/cm ³ ）
特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域	50 以下	65 以上	90 以下	3,000 以下
	51 以上 500 以下	70 以上	60 以下	
	501 以上	85 以上	30 以下	
特定行政庁が衛生上特に支障がないと認めて規則で指定する区域		55 以上	120 以下	
その他の区域	500 以下	65 以上	90 以下	
	501 以上 2,000 以下	70 以上	60 以下	
	2,001 以上	85 以上	30 以下	

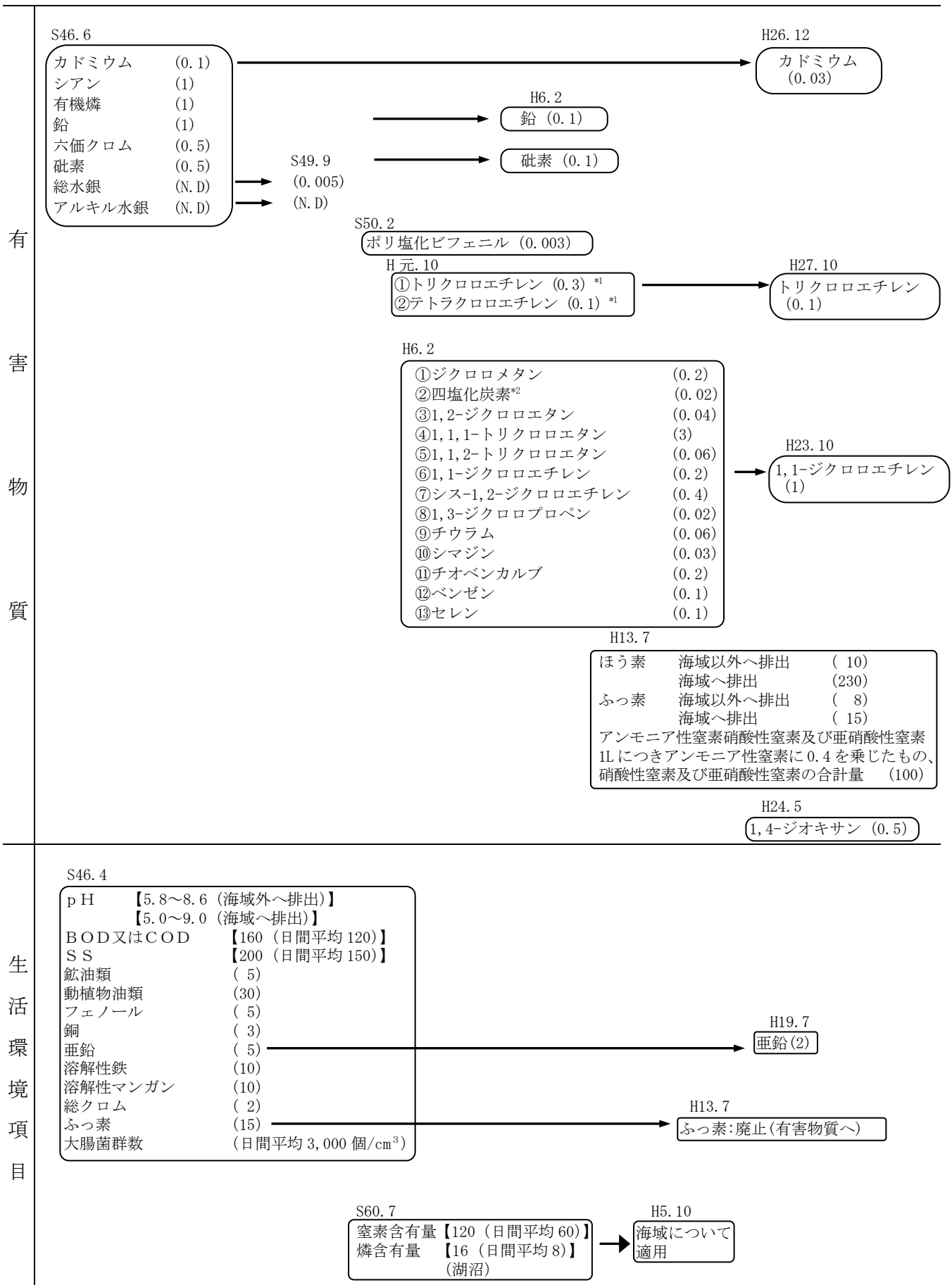
（備 考） 条例により、上記の表よりも厳しい排水基準が定められ、又は同表以外の項目について排水基準が定められている場合は、その排水基準を適用する。

(5) 公共用水域の環境基準及び排水基準の変遷

公共用水域の環境基準の変遷

(単位： mg/L)

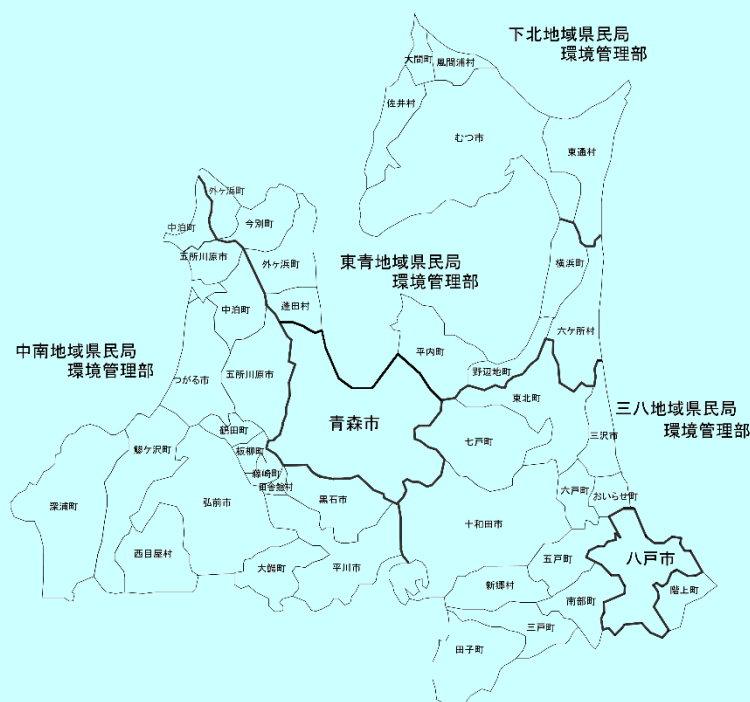




注) *1 は昭和59年8月から、*2 は平成元年8月から暫定指導指針値 (公共用水域への排出抑制の管理目標値) を適用。

〈 水質関係届出先及び問い合わせ先 〉

機 関 名	所 管 区 域
東青地域県民局 環境管理部 〒038-0031 青森市大字三内字丸山 198-4 青森県運転免許センター2F T E L 017-763-5292 F A X 017-763-5782	東津軽郡、野辺地町、横浜町、六ヶ所村
中南地域県民局 環境管理部 〒036-8345 弘前市大字蔵主町 4 弘前合同庁舎 1F T E L 0172-31-1900 F A X 0172-38-5318	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、中津軽郡、南津軽郡、西津軽郡、北津軽郡
三八地域県民局 環境管理部 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田 7 八戸合同庁舎 2F T E L 0178-27-5111 (代表) F A X 0178-27-1922	十和田市、三沢市、上北郡（野辺地町、横浜町、六ヶ所村を除く。）、三戸郡
下北地域県民局 環境管理部 〒035-0073 むつ市中央 1-1-8 むつ合同庁舎新館 1F T E L 0175-33-1900 F A X 0175-23-1853	むつ市、下北郡
青森市 環境部 環境政策課 〒030-0801 青森市新町 1 丁目 3-7 青森市役所駅前庁舎（アウガ）3F T E L 017-718-0293 F A X 017-718-1083	青森市
八戸市 市民環境部 環境保全課 〒031-8686 八戸市内丸一丁目 1-1 市庁別館 6F T E L 0178-43-9107 F A X 0178-47-0722	八戸市



水質保全に関する法制度のあらまし

令和5年4月

編集・発行 青森県環境生活部環境保全課
 〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号
 T E L 017-734-9242 (水・大気環境グループ直通)

☆ 環境保全課ホームページ ☆

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/hozen/hozenka.html>



